

外来魚を防除したいけど・・・ 内水面漁業調整規則のカベ

○佐藤方博・片岡友美（認定NPO法人 生態工房）

外来魚を駆除するには、何らかの漁法によって魚を捕らなければならない。しかし、そこに大きなカベがある。内水面漁業調整規則である。これは水産資源の保護培養を目的として都道府県が定めている規則で、これにより漁法や魚種、体サイズなどが制限されている。同規則では、外来魚を捕るのに有効な漁具・漁法の多くが禁止されている。したがって、公共の水面とつながる川や池等で、これらの漁法で外来魚を捕獲する際には、同規則の適用除外を受けなければならない。東京都の場合、許可なく捕獲を行い、この規則に違反すると、6ヶ月以下の懲役、もしくは10万円以下の罰金に処せられる。

同規則の適用除外を受けるには、防除を行う者は、あらかじめ「特別採捕許可（特採）」を得ておく必要がある。しかし東京都の場合、NPOなどの民間団体が主体となって、外来魚の防除を目的とした特採申請をできない仕組みになっている。本発表では、東京都内水面漁業調整規則を例として制度の課題を報告し、あるべき制度を考えたい。

東京都内水面漁業調整規則の課題は、次の3つに整理できる。

< 1 > 禁止漁具および漁法 (第6条、第28条)

外来魚を捕るのに有効な漁具・漁法、すなわち、刺網、定置網、地びき網、カゴ網、さで網等がことごとく禁止されている。一般的な漁法で禁止されていないものは、釣り、投網、タモ網くらいである。

< 2 > 適用除外の目的 (第33条)

特採の目的は「試験研究」「教育実習」「増養殖用の種苗の供給」のいずれかでなければならぬ。「防除」を目的とする適用除外は規則に明記されていないため、申請が認められない。

< 3 > 試験研究を行う者 (第33条)

特採の申請者は、行政、大学、研究機関などの公的機関でなければならない。この制限は、同規則に記載がない、東京都の運用上の内規である。「公的機関」には、国や自治体、大学、独立行政法人などの研究機関が該当する。公的機関から受託

している指定管理者や請負業者も申請することができる（公的機関からの協定書や請書を添付する）。しかし、NPOや企業、小中高校の教員などが自主的に試験研究を希望しても、申請することはできない。

東京都において、民間団体がこれらの禁止漁法で外来魚を防除したい場合、とりあえず大学や研究機関にいる協力者に、形式的に書類を作成してもらうことは可能である。しかし、このような抜け道的な方法に依存しては、さまざまな主体によって広く防除を進めていく状況にはほど遠い。

外来魚の蔓延は、水産資源の喪失や減少につながる。しかし東京では、同規則が水産資源を脅かす外来魚を防除する上では障壁になってしまっている。NPO等の民間団体は、環境省及び農林水産省から外来魚の「防除の認定」を受けていても、東京都からは防除を目的とした特採を受けられないという制度のミスマッチがある。よって、都内の各地で防除活動を促進していくためには、同規則の見直しや運用ルールの改善が必要である。